

第1編 総 則

はじめに（国民保護計画に関する市の基本的な考え方）

冷戦終結後、10年以上を経て、近年、大国間による本格的な侵略事態の可能性は低くなる一方、民族や宗教の対立等による地域紛争、国際テロなど、新たな脅威への対応が国際社会の差し迫った課題となっている。

平成13年の米国同時多発テロや日本近海における武装不審船出現は、国民に大きな不安を与え、新たな危機に備えることの重要性を再認識させることとなった。

我が国の有事関連法については、平成15年6月に「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（武力攻撃事態対処法）」（平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改称。）が成立し、これを受けて、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」などが成立し、武力攻撃や大規模テロ等に対処するための国全体としての枠組みが整備されてきた。

我が国の平和と国民の安全を確保するためには、国際協調に基づく政府の外交努力などによって、武力攻撃等の発生を未然に防ぐことが何よりも重要である。しかし、こうした努力にもかかわらず、我が国の平和と国民の安全を脅かす事態が発生し、または、その恐れがある場合に、国民の生命、身体及び財産を保護することは、国や地方公共団体の使命である。

千葉市では、国民保護法や「国民の保護に関する基本指針」などに基づき、千葉県及び関係機関との連携を図りつつ、武力攻撃事態や大規模テロに備え、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、「千葉市国民保護計画」を策定し、市として責務を適切に果たしていきたい。

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、千葉市国民保護計画（以下「市国民保護計画」という。）の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務 【法第3条第2項、第172条第2項】

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ）及び緊急処理事態において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び千葉県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置及び緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）を的確かつ迅速に実施し、市域において関係機関が実施する国民保護措置等を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ 【法第35条第1項】

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条第1項の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

2 市国民保護計画の目的等

(1) 市国民保護計画の目的

市国民保護計画は、市の国民保護措置等の実施体制、市が実施する避難や救援などの措置に関する事項、平素からの訓練、備蓄及び啓発に関する事項などを定めることにより、武力攻撃事態等及び緊急処理事態において市の国民保護措置等を的確かつ円滑に実施できるようにするとともに、市域に係る国民保護措置等の総合的な推進を図り、もって市民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃等による被害を最小にすることを目的とする。

(2) 市国民保護計画に定める事項 【法第35条第2項、第182条第2項】

市国民保護計画においては、国民保護法第35条第2項及び第182条第2項の規定に基づき、市域に係る国民保護措置等の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置等に関する事項等、次に掲げる事項について定める。

- ① 市域に係る国民保護措置等の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項並びに第178条第1項及び第2項に規定する、国民保護措置等に関する事項
- ③ 国民保護措置等を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置等を実施するための体制に関する事項

- ⑤ 国民保護措置等の実施に関する他の地方公共団体その他関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 上記のほか、市域に係る国民保護措置等に関し市長が必要と認める事項

また、本市は政令指定都市であることから、国民保護法第184条第1項に掲げる次の事項についても、県国民保護計画に準じて、市国民保護計画に定める。

- ・ 救援
- ・ 避難施設の指定等
- ・ 赤十字標章等の交付等
- ・ 医療関係者に対する実費弁償及び損害補償

(3) 市国民保護計画の対象となる者

市内に居住又は滞在している者（市外からの避難住民も含む。）

(4) 市国民保護計画の対象地域

市内全域（市域を越える避難を実施する場合は避難先地域も含む。）

3 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

第1編 総 則

第2編 武力攻撃事態等への備えと対処

第3編 緊急対処事態への備えと対処

第4編 復旧等

4 市地域防災計画等との関連

(1) 市地域防災計画との関連

市国民保護計画は、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処などについて定めるものであるのに対し、「千葉市地域防災計画」（以下「市地域防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づいて、台風や地震などの自然災害又は大規模事故などに対処するもので、別の法体系によるものである。

しかし、災害の発生原因は異なるものの、その災害の態様及びこれらへの対処には類似性があると考えられる。この計画では、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における特有の事項について定めており、この計画に定めのない事項については市地域防災計画等の定め例により対応する。

なお、国による事態認定が行われる前の初動段階では、原因不明の緊急事態に対し、その態様に応じ、大規模事故であるとの判断により市地域防災計画に基づく対処がなされる場合も想定される。

(2) 市災害時要配慮者支援計画との関連

災害に対し自分の身体・生命を守るための対応力が不十分な高齢者、障害者、乳幼児、病弱者、日本語を解さない外国人など及びその他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）

の保護などについては、災害時要配慮者支援策を重点的に具体化した「千葉市災害時要配慮者支援計画」（以下「市災害時要配慮者支援計画」という。）により体制を整備していく。

(3) 県石油コンビナート等防災計画との関連

石油コンビナート等に係る、武力攻撃災害や緊急処理事態における災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法(昭和 50 年法律第 84 号)の規定が適用されることから、市は、県と連携し国民保護計画に基づく対処と併せて「千葉県石油コンビナート等防災計画」（以下「石油コンビナート等防災計画」という。）に基づく対処を行う。

5 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し 【法第 35 条第 8 項】

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置等に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置等についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 市国民保護計画の変更手続 【法第 35 条第 8 項、第 39 条第 3 項】

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第 35 条第 8 項及び第 39 条第 3 項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、千葉県知事（以下「知事」という。）に協議し、市議会に報告し、公表する（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置等に関する基本方針

市は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置等に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重 【法第5条、第174条】

市は、国民保護措置等の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、救援のための物資の収容及び保管命令、救援のための土地、家屋及び物資の使用、警戒区域の設定による退去命令等の実施に当たって、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済 【法第6条、第175条】

市は、国民保護措置等の実施に伴う損失補償、国民保護措置等に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

このため、市は、これらの手続に対応する総合窓口を設置するなど必要な処理体制を確保するとともに、手続に関連する文書を、市公文書管理規則等の定めるところにより、適切に保存する。

また、市は、武力攻撃災害等による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等配慮を払う。

(3) 国民に対する情報提供 【法第8条、第183条】

市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、国民に対し、武力攻撃等の状況、国民保護措置等の実施状況及び被災の状況等に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。このため、様々な広報手段を活用し、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努める。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保 【法第3条第4項、第172条第4項】

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と、国民保護措置等や武力攻撃災害等への対処等に関し、防災のための連携体制を踏まえつつ、広域的な連携体制を確保できるよう、平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力 【法第4条、第173条】

市は、国民保護法の規定により国民保護措置等の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、避難誘導や救援、被災者の救助等の実施に必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により必要な協力をするよう努めるものとされていることにかんがみ、市は、国民への協力要請に当たり、強制にわたることのないよう配慮する。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 要配慮者への配慮及び国際人道法の的確な実施 【法第9条、第183条】

市は、国民保護措置等の実施に当たっては、要配慮者の保護などについて留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他特別な配慮 【法第7条、第183条】

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置等については、公正かつ中立な活動が行われていること等その特性にかんがみ、その自主性を尊重する。

また、市は、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置等については、放送の自律を保障することにより、その言論その他の表現の自由に特に配慮する。

なお、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置等の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等及び緊急対処事態の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置等に従事する者等の安全の確保 【法第22条、第180条】

市は、必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援体制を確立すること等により、国民保護措置等に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、市は、国民保護措置等の実施に関し国民に協力を要請する場合には、当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時に十分提供すること等により、要請に応じて国民保護措置等に協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

(9) 地域特性への配慮

本市は、東京都心から約40kmの位置にあり、幹線道路や鉄道が集まる交通の要衝地であると同時に、県都として政治・経済・社会機能の集積地となっている。

一方、石油コンビナートや大規模集客施設などが存在し、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害においては、多大な人的被害や、生産・経済への二次被害が大きくなることが想定される。

市は、国民保護措置等の実施に当たっては、これら地域特性に特に配慮する。

第3章 武力攻撃事態及び緊急処理事態の想定

市国民保護計画においては、基本指針及び県国民保護計画における想定に従い、武力攻撃事態及び緊急処理事態として以下の類型を対象とする。

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、基本指針及び県国民保護計画において想定されている以下の四類型を対象とする。

類型	特徴	留意点
着上陸侵攻	事前の準備が可能であり、戦闘予想地域からの先行避難が必要	一般的に国民保護措置等を実施すべき地域が広範囲に渡ることを想定
ゲリラや特殊部隊による攻撃	事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることを想定	攻撃当初は屋内に一時避難させ、関係機関が安全措置を講じつつ避難を実施
弾道ミサイル攻撃	発射された段階での攻撃目標の特定は極めて困難で、発射後極めて短時間で着弾	迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要であり、地下又は堅ろうな建物内への避難が中心
航空攻撃	航空機による爆撃であり、攻撃目標の特定が困難	地下又は堅ろうな建物内への避難等を広範囲に指示することが必要

2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態として、基本指針及び県国民保護計画において想定されている以下の類型を対象とする。

なお、市は、緊急処理事態に対する対処については、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃と類似の事態が想定されるため、武力攻撃事態の対処に準じて行う。

分類	類 型	事 態 例
対象施設等	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・危険物積載船への攻撃 ・原子力事業所等の破壊
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破 ・政治経済活動の中核（市役所、議会、交通施設、トンネル、電力・通信施設等）に対する攻撃
攻撃手段	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する放射性物質、毒素等の混入
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

第4章 市の地理的・社会的特徴

市が国民保護措置等を実施するに当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等と、それらを踏まえた留意事項について、以下に記述する。

なお、本章は、地理的・社会的特徴等を示すため統計データを掲載しているが、変更については本計画の他の事項において軽微な変更があった場合に合わせて行うものとする。

1 地理的特徴

(1) 位置及び面積

市は、首都東京（都心）の40km圏にあり、東京湾奥の東部に位置し西は東京湾に面し、東南北は9市と隣接している。

市の面積は271.77km²であり、県面積の約20分の1を占める。なお、海岸線延長は約42kmである。

千葉市の位置等

位置	東 端	緑区小食土町	東 経	140° 18'	北 緯	35° 31'
	西 端	美浜区豊砂	東 経	140° 01'	北 緯	35° 39'
	南 端	緑区小山町	東 経	140° 16'	北 緯	35° 29'
	北 端	花見川区横戸町	東 経	140° 06'	北 緯	35° 43'
面 積		271.77km ²	公有水面埋立		33.88 km ²	
ひろがり	東西	25.6km				
	南北	24.5km				
隣接市	東	八街市、東金市、大網白里市				
	南	市原市、茂原市				
	北	習志野市、八千代市、佐倉市、四街道市				

(2) 地 形

千葉市の地形は、市域の5分の4を占める下総台地、その台地と東京湾との間に形成された幅の狭い低地及び海面の大規模な埋立て等による人工地形に大別できる。

下総台地は、千葉県北部一帯を占め、標高20～100mの比較的平坦な地形を形成している。

千葉市における下総台地は、印旛沼側と東京湾側の分水界となりながら、南東～北東方向に標高を減らし、緑区土気町善勝寺付近 96.6m、緑区越智新田付近 67.9m、若葉区大宮台付近 36.3m、花見川区千種町付近 27.5m、中央区都町付近 5m、そして平均標高が21mの台地となっている。

また、「低地」は、都川・鹿島川・花見川沿いの谷底平野や氾濫平野、村田川下流から都川下流にひろがる海岸平野からなる。

谷底平野は、多くの場合都市化の進展により埋立て造成されており、また、花見川区の幕張本郷やこてはし台、稲毛区あやめ台、若葉区みつわ台、小倉台、千城台、そして緑区のおゆみ野などは大規模な人工改変地となっている。（千葉市統計書平成29年度版）

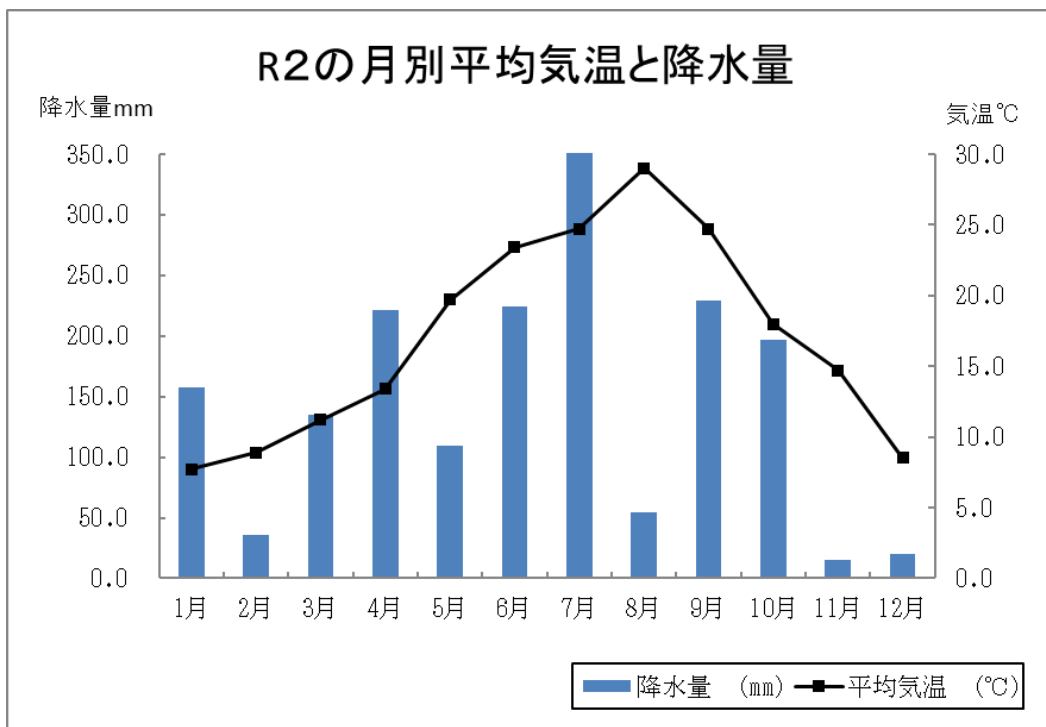
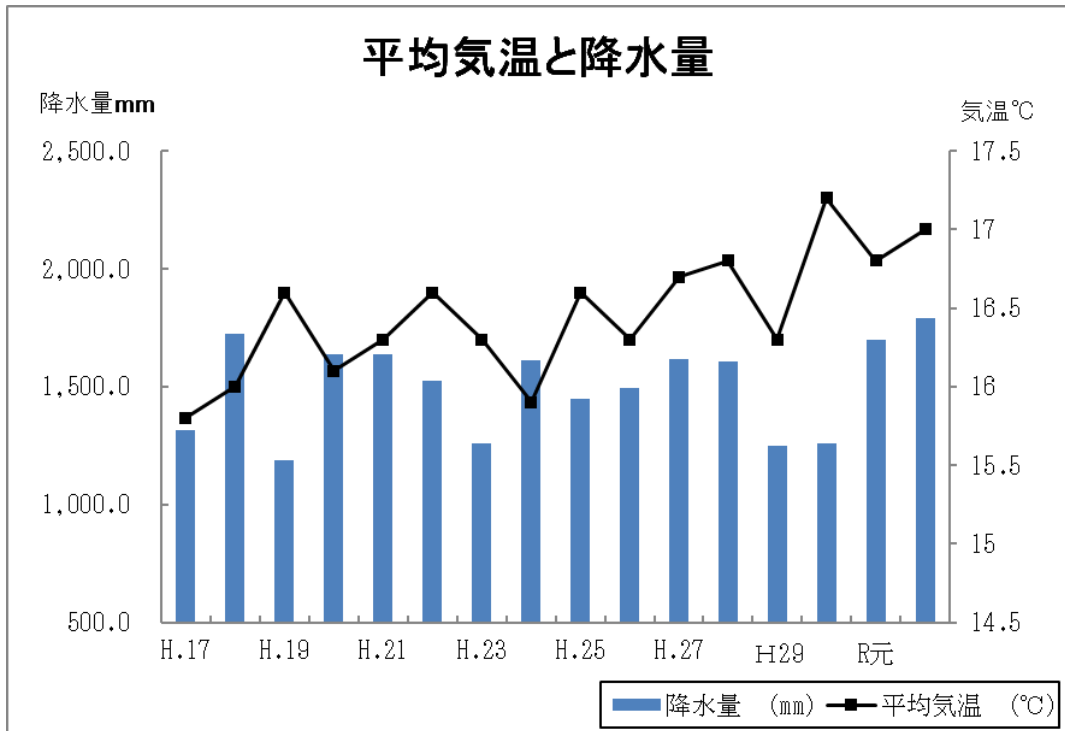


千葉市の地形

(3) 気 象

市の気候は温暖で、令和2年の年間平均気温は17.0℃で、年間降水量は1791.5mmとなっている。また台風、高潮等の災害もまれで、比較的恵まれた自然環境にある。

市の気候



参 考 気象庁ホームページ

また、風向は以下のようになっており、冬は北西方向からの風が多くなっている。

	平均風速	風向出現率			
		北東方向	南東方向	南西方向	北西方向
春	4.1 m/s	29%	23%	29%	20%
夏	4.0 m/s	32%	27%	34%	7%
秋	3.3 m/s	43%	14%	12%	30%
冬	3.3 m/s	27%	8%	14%	51%

平均風速・風向出現率

データは気象庁アメダスによるH28～R2年の5か年の月別旬別最多風向による。

2 社会的特徴

(1) 人口分布等

① 人口・世帯数

東京都心から 40km 圏にある立地条件や交通機関の整備、大規模団地の造成などによる宅地化の進展により千葉市の人口は、昭和 30 年代から 50 年代前半にかけて急激に増加した。

近年人口の伸びは緩やかになっているものの、令和3年3月31日現在の推計人口は975,507人で、世帯数は472,021世帯である。

平均世帯人員は、平成元年以降3人を割り続けており、核家族化の傾向が年々顕著になっている。

令和3年4月1日現在では市域の中央に位置する中央区(210,334人)が最も人口が多く、ついで花見川区(176,913人)、稲毛区(158,229人)、美浜区(151,051人)の順となっている。

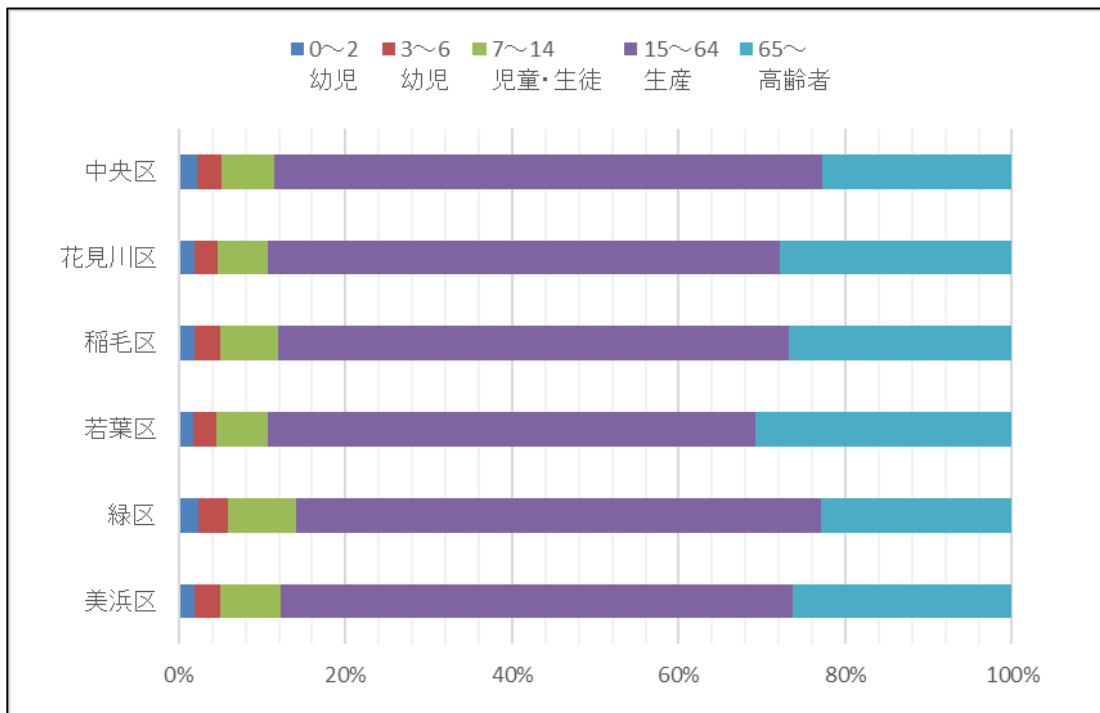
(推計人口 千葉市政策企画課統計室)

② 年齢構成

年齢別に見ると、全体において15歳未満が総人口に占める割合は11.4%、生産年齢人口である15～64歳の人口は60%、65歳以上の人口は28.7%(令和3年3月31日現在)となっている。65歳以上の全国平均は28.8%(令和2年9月15日現在)であり、全国平均に比べ若い人口構成となっているが、今後出生率の低下等により高齢化が進むものと見込まれる。

(年齢別人口 千葉市政策企画課統計室)

区別年齢別人口構成



千葉市政策企画課統計室 令和3年3月31日現在

区別年齢別人口 (住民基本台帳)単位：人

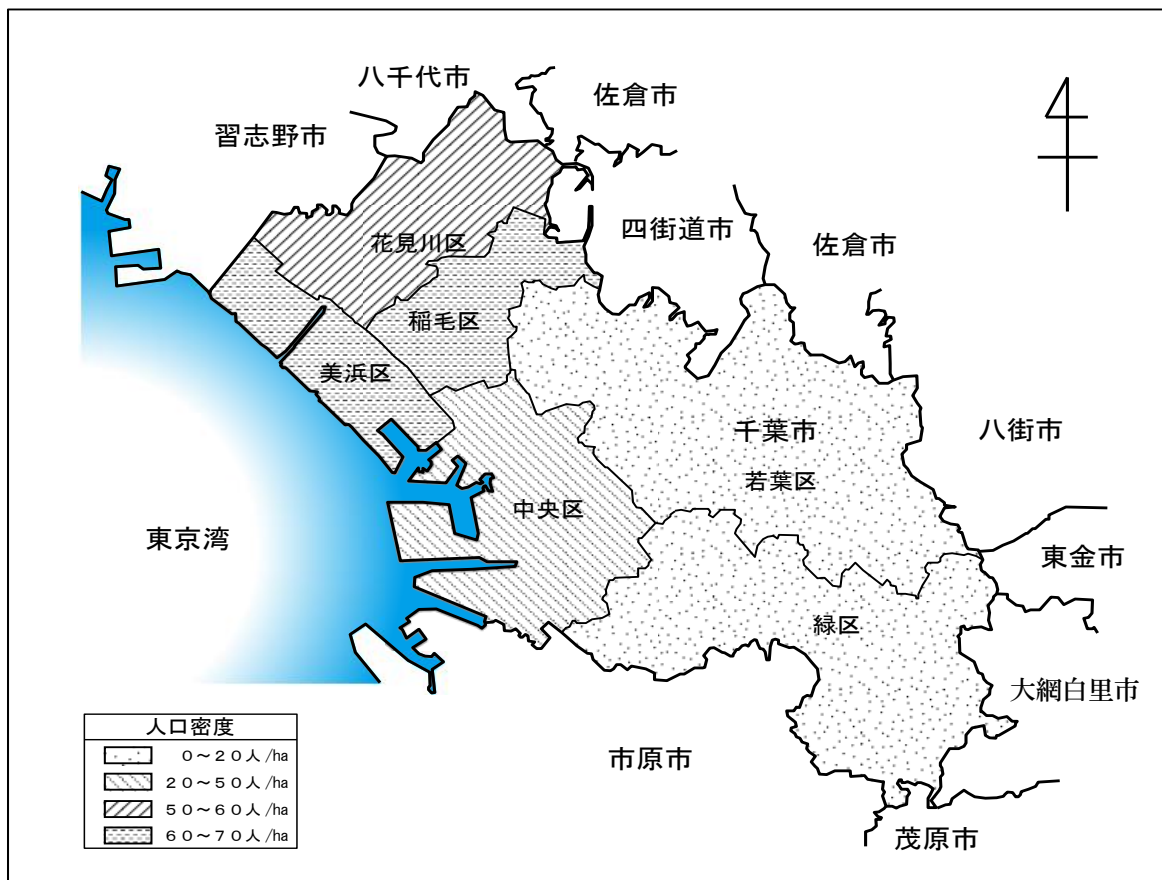
年齢	0~2 乳児	3~6 幼児	7~14 児童・生徒	15~64 生産	65~ 高齢者	計
中央区	4,510	6,228	13,269	138,359	47,968	210,334
花見川区	3,240	4,914	10,776	108,732	49,251	176,913
稲毛区	3,030	4,876	11,014	97,011	42,298	158,229
若葉区	2,628	4,072	9,169	87,103	45,975	148,947
緑区	3,066	4,616	10,535	81,936	29,880	130,033
美浜区	2,813	4,600	10,981	92,962	39,695	151,051
計	19,287	29,306	65,744	606,103	255,067	975,507

千葉市政策企画課統計室 令和3年3月31日現在

③ 人口密度

	面積 (km ²)	人口 (人)	(推計人口) 人口密度 (人/km ²)
中央区	44.71	210,334	4,704
花見川区	34.19	176,913	5,174
稲毛区	21.22	158,229	7,457
若葉区	84.19	148,947	1,769
緑区	66.25	130,033	1,963
美浜区	21.20	151,051	7,125
計	271.76	975,507	3,590

千葉市政策企画課統計室 令和3年3月31日現在



区別人口密度

千葉市政策企画課統計室 令和3年3月31日現在

④ 昼間人口

平成27年10月1日国勢調査時の常住人口971,882人から、日々通勤・通学している定常的な移動人口である流出・流入人口を加減して算出した昼間人口は951,528人である。

※昼間人口算出には、旅行、買い物、娯楽などのための非日常的な移動は含まない。

また、幼稚園、保育所に定常的に通っている幼児についても移動人口としてとらえていない。

ア 流出人口

千葉市民で千葉市外を従業・通学地とする流出人口は平成27年国勢調査時194,388人である。

イ 流入人口

千葉市を従業・通学地として市外から流入する人口は平成27年国勢調査時174,034人である。

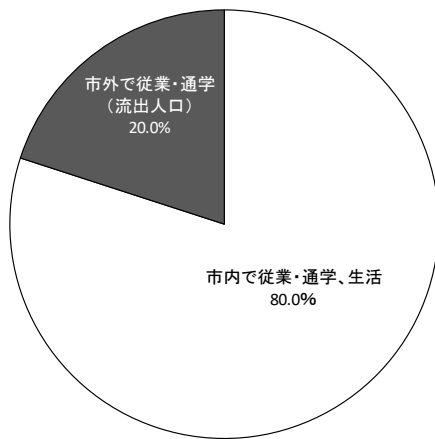
ウ 昼夜間人口比率

平成27年国勢調査で昼間人口を見ると次表のとおりであり、市全体では夜間人口が昼間人口を上回っている。行政区別では、中央区が123.7%、美浜区が116.3%と昼間人口が夜間人口を上回っているが、他の4区は逆に、夜間人口が昼間人口を上回っている。

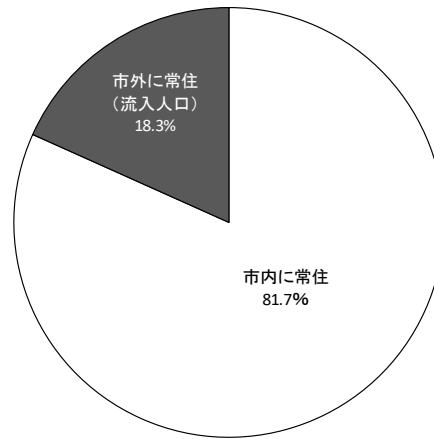
昼夜間人口比率

区分	夜間人口：人(A)	昼間人口：人(B)	昼夜間人口比率 (B/A)×100
中央区	205,070	253,750	123.7
花見川区	179,200	142,885	79.7
稲毛区	160,968	150,157	93.3
若葉区	151,078	130,011	86.1
緑 区	126,848	101,834	80.3
美浜区	148,718	172,891	116.3
計	971,882	951,528	97.9

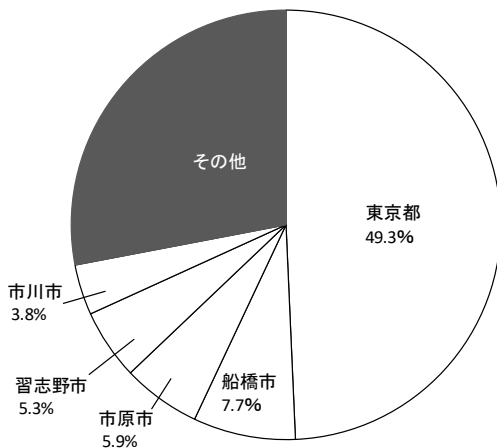
国勢調査（平成27年 総務省統計局）



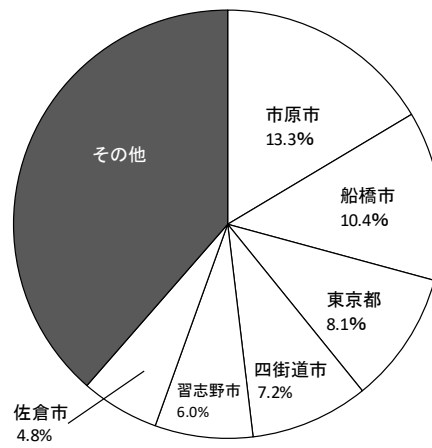
夜間人口 971,882 人



昼間人口 951,528 人



流出人口割合内訳
196,138 人 (15 歳以上)



流入人口割合内訳
172,739 人 (15 歳以上)

(2) 都市構造等

① 市街地開発の状況

本市は、中心市街地を形成する「千葉都心」、研究開発、学術・教育機能、コンベンション施設が集積する「幕張新都心」、新たな産業や都市機能の集積が進められている「蘇我副都心」の3つの中心市街地を持ち、多心型都市構造をとっている。これらの中心地を核として、広域的な都市基盤整備が行われている。

② 大規模集客施設等

千葉都心では、そごう千葉店や千葉駅ビル（ペリエ）など大規模商業施設が立ち並び、県内交通の要衝である千葉駅を中心に、毎日、不特定多数の人が通勤、ショッピング、娯楽などのため、集まっている。

幕張新都心では、国際業務機能、研究開発機能、学術・教育機能等の集積が進んでおり、平日の朝から夕方を中心に、多くの通勤者・通学者が出入りしている。また、幕張メッセや

ZOZOマリンスタジアムなどの大規模集客施設や大規模商業施設（イオンモール幕張新都心など）が立地しており、週末や祝日を中心に、不特定多数の人が訪れている。

蘇我副都心では、大規模商業施設（アリオ蘇我など）があり、週末や祝日を中心に不特定多数の人が訪れている。また、フクダ電子アリーナは、サッカーの試合開催日には多くの人々が訪れている。

以上の他、郊外には大型駐車場を備えた大規模店舗が多数見られ、週末や祝日を中心に不特定多数の人が訪れている。

③ 建物分布等

本市の建物総数は、246,050 棟で、住宅棟数は 218,295 棟であり、住宅における木造建物の割合は9割近くにのぼる。（千葉県統計書平成 29 年度版）

また、百貨店、映画館、ホテル、病院など、不特定多数の人々が入り出りする施設で、消防法で定める特定防火対象物となっているものは、5,449（平成 30 年 3 月 31 日）あり、特に中央区に集中している。

④ ライフライン施設

項目	指標値	単位	時点・期間
電灯消費量	23.9	億 kWh	平成 27 年
電力消費量	60.36		
都市ガス消費量（家庭用）	101,849	千 m ³	平成 28 年
上水道給水人口	942,511	人	平成 28 年度
上水道給水区域人口	970,926		
上水道年間給水量	89,128	千 m ³	平成 28 年度
下水道処理区域人口	939,874	人	平成 28 年度
下水道処理区域面積	122.5	km ²	平成 28 年度
下水道普及率	97.3	%	平成 28 年度
加入電話数	121,055	台	平成 28 年度

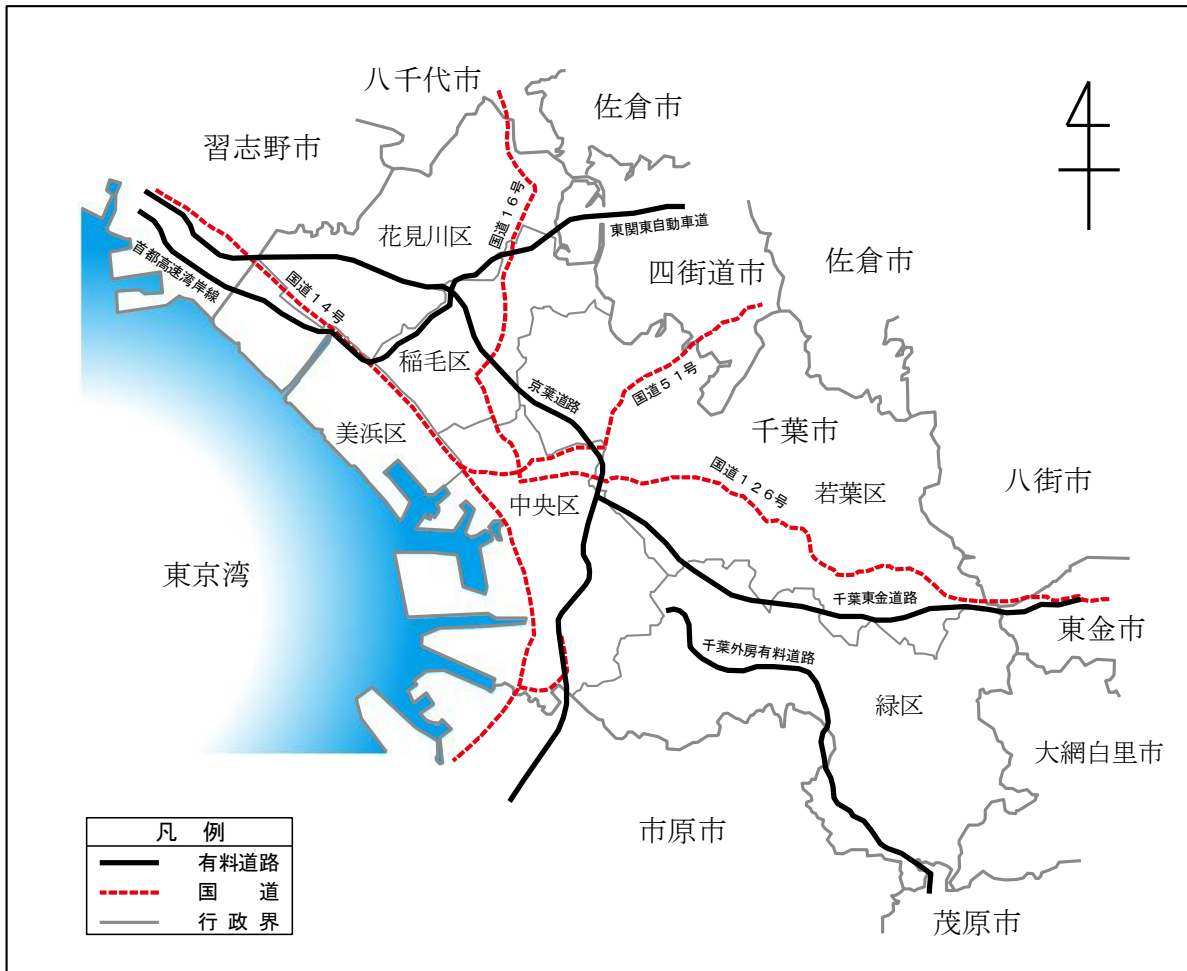
千葉県統計書平成 29 年度版

(3) 交通

① 道路

千葉市の自動車専用道路網は、東京・成田・東金・内房の各方面を結ぶ東関東自動車道水戸線、東関東自動車道館山線、京葉道路及び千葉東金道路から構成され、市域内には、12箇所インターチェンジが設置されている。

さらに、広域道路として千葉都心部を中心に国道14号、16号、51号、126号及び357号並びに千葉鎌ヶ谷松戸線、千葉茂原線、生実本納線（千葉外房有料道路）等の主要地方道が放射状に伸び周辺市町村と連絡している。



道路の位置

② 鉄 道

千葉市の鉄道網は、東京湾臨海部の住宅、商業及び工業地域の大動脈となるJR総武本線（東京駅～千葉駅）、内房線及び京葉線、それとほぼ平行する京成電鉄線からなる南北軸と、市中心部から内陸部に向かうJR外房線及び総武本線（千葉駅～銚子駅）、そして千葉都市モノレールの放射軸とで構成される。

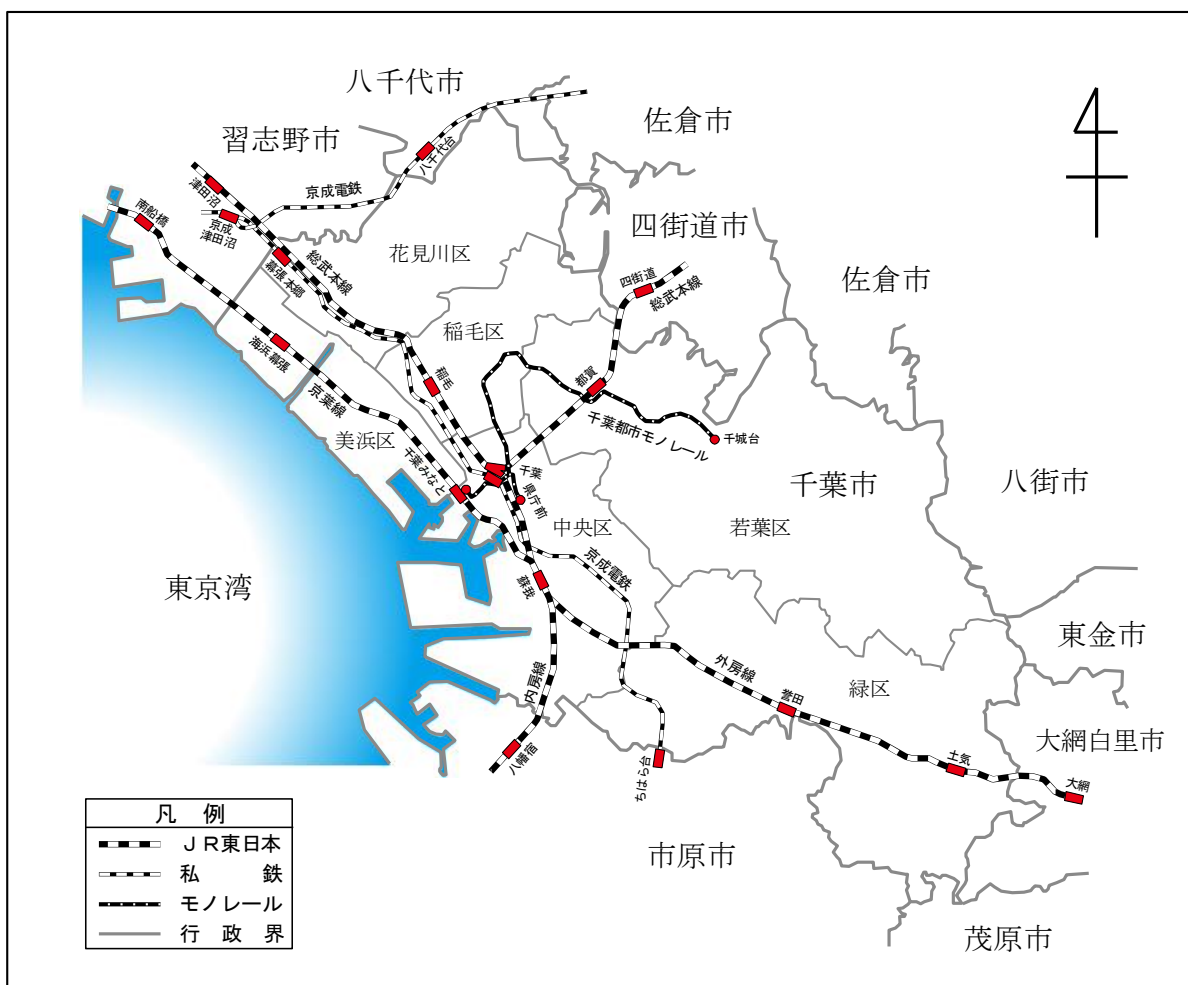
市内には、JR線18駅、京成線13駅、及び千葉都市モノレール18駅の合計49駅が設置され、それぞれを中心として市街地が形成されている。なかでも千葉、稲毛及び海浜幕張のJR3駅は、JRやバス路線のターミナルとして、市内陸部や周辺市町へのアクセス拠点と

なっており、乗車人員は1日平均約5～10万人を数える。

そのほか、乗車人員が1日平均2万人を超える駅として、JR蘇我駅（約3万4千人）、幕張本郷駅（約3万人）、新検見川駅（約2万3千人）、西千葉駅（約2万2千人）、都賀駅（約2万1千人）、鎌取駅（約2万1千人）、稲毛海岸駅（約2万2千人）がある。

また、JRを除く私鉄各駅は、京成千葉線の京成千葉駅（約1万5千人）、千葉中央駅（約9千人）、京成幕張本郷駅（約8千人）、千葉都市モノレールの千葉駅（約1万3千人）、千葉みなと駅（約8千5百人）、都賀駅（約6千人）のほかは、いずれも乗車人員が1日平均5千人に満たない。（千葉市統計書令和2年度版）（千葉市統計書令和2年度版）

なお、宅地造成・マンション建設に伴う人口増や、大規模集客施設の開設に伴い、一部の駅の乗車人員数は増加傾向にあるが、それ以外の駅については、市の人口の増加が緩やかになるのに伴って、ほぼ横ばいとなっている。



鉄道等の位置

③ 港 湾

産業振興や地域経済の活性化に重要な役割を担っている千葉港は、東京湾の北東部に位置し、約133kmに及ぶ海岸線延長と背後に市川市、船橋市、習志野市、千葉市、市原市、袖ヶ浦市の6市を擁する、水域面積約24,800haの日本一広い港湾である。

千葉港は我が国の基幹産業が立地する京葉臨海工業地帯の基盤的港湾として、昭和40年に特定重要港湾（現「国際拠点港湾」）に指定され、現在も、千葉市・千葉県はもとより全

国の産業経済を支える重要な位置を占めている。

近年は、工業港としての機能に加え、平成6年より千葉港中央地区で外貿コンテナの取扱いが始まるなど、流通港湾としての役割も大きくなっており、貨物取扱量、貿易額共に国内有数の国際貿易港として地域経済や市民生活はもとより、我が国経済の発展と安定を支える国際貿易港としても重要な役割を果たしている。

また千葉港の千葉市域には、人工海浜3箇所（約4.3 km）や親水公園・緑地3箇所等が整備され、海洋性レクリエーションの場として多くの地域住民に利用されている。

管理機関は、千葉県千葉地域整備センター千葉港湾事務所と千葉県葛南地域整備センター葛南港湾事務所である。

千葉港の概要

公共主要施設	対象船舶	港格	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共けい船岸壁 水深4.5m～12m 総延長11,240m (94バース) ・ 物揚場等 総延長8,339m ・ ガントリークレーン2基 	300～30,000 重量トン※	国際拠点港湾※	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重化学工業及びエネルギー基地等、産業機能集積港湾 ・ 人工海浜・港湾緑地等親水機能の充実

※注 重量トン : ほぼ船舶が積載出来る貨物の量を示す。

国際拠点港湾: 国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾として、港湾法等の政令で定められた港湾。

(4) 自衛隊施設

市内の主な自衛隊の施設は、次のとおりである。

- ・ 陸上自衛隊下志津駐屯地（高射学校等）：若葉区若松町
- ・ 自衛隊千葉地方協力本部：稲毛区轟町

下志津駐屯地は、千葉市の中心地から北東約5 kmに位置し、旧陸軍下志津飛行学校跡地に昭和30年に開設された。現在は、高射学校と東部方面隊の諸隊が所在している。

(5) 石油コンビナート

千葉県の東京湾沿岸の埋立地には、石油コンビナート等災害防止法に基づき、京葉臨海北部地区、京葉臨海中部地区及び京葉臨海南部地区の3地区の特別防災区域が指定されている。

これらの特別防災区域は、面積及び危険物の貯蔵取扱量などで全国有数のコンビナート地帯を形成している。

このうち、京葉臨海中部地区は、千葉市、市原市及び袖ヶ浦市に位置し、面積45.19 km²、総事業所数270社、そのうち62の特定事業所（第1種事業所30（レイアウト事業所23）、第2種事業所32）で形成されており、全国83の特別防災区域のうち、面積及び危険物の貯蔵、取扱量とも全国有数であり、石油精製、石油化学業を主体とする地区である。

京葉臨海中部地区特別防災区域概況表

(千葉県国民保護計画[平成30年12月28日変更] 平成29年4月1日現在)

関係市	区域面積 km ²	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所*2			その他事業所 (うち石油を取り扱う事業所)
		石油 千kl	高压ガス 百万Nm ³ *1	総数	第一種事業所 (うちレイアウト 事業所*3)	第二種 事業所	
千葉市	45.19	431	31	8	5(3)	3	109(20)
市原市		14,913	1,978	37	18(16)	19	79(24)
袖ヶ浦市		4,411	249	17	7(4)	10	21(21)
小計		19,755	2,258	62	30(23)	32	209(65)

*1 Nm³ : 0℃ 1気圧における気体の体積を表す単位

*2 特定事業所 : 石油の貯蔵・取扱量が一定基準量以上の事業所などで石油コンビナート等災害防止法の規制を受ける事業所

*3 レイアウト事業所 : 石油と高压ガスの両方を貯蔵し取り扱っている事業所

3 本市での留意事項

(1) 武力攻撃事態、緊急対処事態生起への国の認識

平成16年12月10日付け閣議決定「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について」（以下、「防衛計画の大綱」という。）によれば、「我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえると、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下する一方、我が国としては、地域の安全保障上の問題に加え、新たな脅威や多様な事態（大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態）に対応することが求められている。」と国の認識が示されている。

(2) 我が国の安全保障上の考慮点

我が国の安全保障上の考慮点について、防衛計画の大綱では、「我が国は、四方を海で囲まれ長大な海岸線と多くの島嶼を有するという地理的要素を持つ一方、災害が発生しやすいことに加え、都市部に産業・人口・情報基盤が集中するうえ、沿岸部に重要施設を多数抱えるといった安全保障上の脆弱性を持っている。」とされている。

(3) 本市において留意すべき事項

本市において、安全保障上留意すべき事項については、概ね国の示しているとおりであるが、次に掲げる本市の特性から、ゲリラや特殊部隊による攻撃や大規模テロの生起に特に留意して、国民保護措置等を的確に行っていくことが重要である。

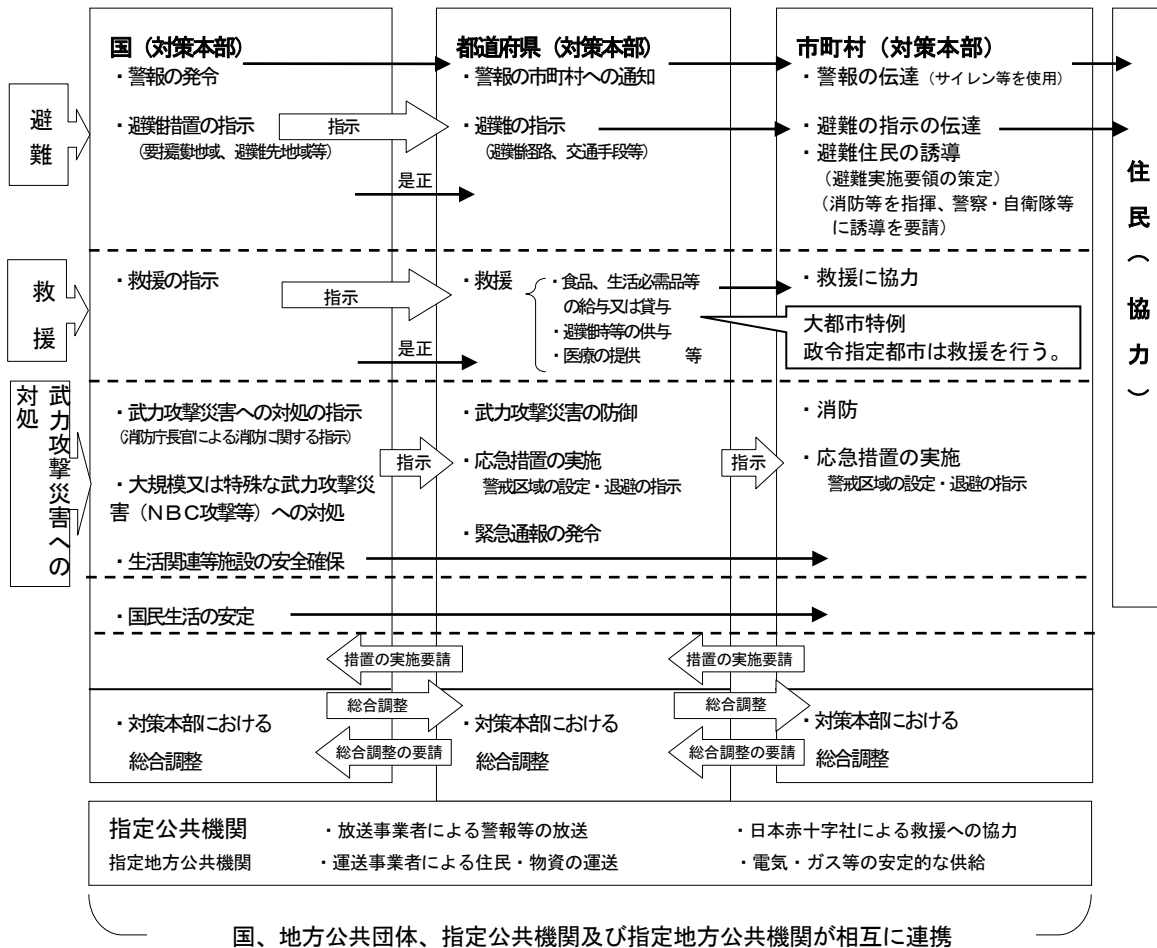
- ・首都東京攻撃への基地（アジト）として市内の施設等が利用されるおそれがある。
- ・人口の密集地域が多くあり、人的被害が大きくなるおそれがある。
- ・湾岸に石油コンビナートなど一大工業地帯があり、これらを含む湾岸エリアが武力攻撃等の標的になることによって多大な被害が発生するおそれがある。また、生産や経済などへ二次被害効果が及ぶおそれがある。
- ・テロリストが成田国際空港から東京攻撃へ向かう途中で事態が発生するおそれがある。
- ・大規模集客施設等があり、人的被害が大きくなるおそれがある。
- ・千葉港は、災害時において救援物資等の重要な受入れ施設になることが考えられ、その利用方法を考慮する必要がある。

第5章 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置等の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

国、都道府県、市町村におけるそれぞれの国民保護措置等の仕組みを図示する。

国民の保護に関する措置の仕組み



市の事務又は業務の大綱は、以下のとおりとする。【法第16条第1・2項、第27条第1項、第39条第1項、第41条、第42条第1項、第178条第1・2項、183条】

- 1 国民保護計画の作成
- 2 国民保護協議会の設置、運営
- 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
- 4 組織の整備、訓練
- 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施
- 8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- 9 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

なお、指定公共機関及び指定地方公共機関等の連絡先等は別途資料編にて整理する。